

消費者志向経営の取組促進に関する検討会

運営要領（案）

1. 座長は、消費者志向経営の取組促進に関する検討会（以下「検討会」という。）を進行し、議事を整理する。
2. 座長は、検討会の委員の中から座長代理を指名する。座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。
3. 検討会の配布資料及び議事録は、原則として公表する。ただし、個人情報又は個別の事業者等に係る情報を取り扱う場合、その他必要と認められる場合には、非公表にすることができる。
4. 検討会の撮影、中継及び録音は不可とする。ただし、会議冒頭において、全体の風景を撮影する場合であって座長が許可した場合を除く。
5. 検討会の庶務は消費者庁消費者調査課において処理する。
6. この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定めるところによる。